

## 鎌倉時代末期書状の「候」

—金澤貞顕書状の「候」について—

伊藤文一

### 一 はじめに

口語であった「候」が、平安時代中期以降、書状において多用される傾向が見え始め、院政期に至って、それまでの主流であった「侍」との交替がほぼ完了し<sup>(一)</sup>、「候文」の時代が訪れる。その後「候」は、室町時代末期までに口語からは姿を消すものの、文語として用いられ続け、明治時代に至るまで「候文」は書状の文体として脈々と存続する。

本稿では、金澤貞顕書状を資料として鎌倉時代末期の書状における「候」の姿がいかなるものであったのかを見ていく<sup>(二)</sup>。

これにあたってまずは、前時代の書状における「候」を概観する

ことにする。

### 二 鎌倉末期以前の書状における「候」

植村一九八〇によれば、平安初頭から一〇〇〇年までの書状においては、「候」がいまだ謙譲語の域を出ておらず、对者敬語は専ら「侍」のみであった。漢文書状では待遇表現が用いられず、十世紀の後半にいたって「侍」の使用が認められるという。

これが一〇〇一年から一〇五〇年までの書状になると、和文書状において七二通中五三通までが「侍」のみを使用し、十六通が「候」のみを使用していることが指摘されている。これが漢文書状になると逆に三五通中二四通までが「候」のみを使用しており、漢文書状において「候」が多用される傾向がみられるのである。<sup>(三)</sup>

次に挙げるA、Bの書状<sup>④</sup>は一〇二〇年〜一〇五〇年頃のものと

推定されるが、一書状中に「候」が多用され、既に「候文」と称し

てしかるべき様相を呈している。

B

雨中じめくと

無術候くあはれく

たよりて

一定疎遠に

成候と

候

時々推参候

はしや

A 又野跡一卷

返進之候

古今上卷

且返進之

候下巻者未写終候

遂可返進候遅々

殊為恐惶候久不執

筆候之間如法散々

不可説々々々候猶々

古今下巻難中□□

条不敵之至恐入候

毎事期見参之時候恐々

謹言

後十二月廿六日 定頼

(穂久邇文庫所蔵 藤原定頼(九九二〜一〇四五)書状)

大炊御門屋事御所

にても調人候間委細

不令申候つ猶御不審

など候ば必々今一度可有

御問答候哉聊も御

心ゆかず候はんは其憚候賊

湯山事、期後日廿五日

可下向仕之由存候之処

御幸還御も廿六日之由

承候。又北政所も同日

御還向候之間旁廿七日に

可罷下之由存候。然者

事々可参入之旨候也

此由可令披露給候歟

行経恐惶謹言

正月廿四日

行経

(穗久邇文庫所藏藤原行経(二〇二二〜一〇五〇)書状)

次の書状について、久曾神一九六八では『平安遺文』の「ちうきう四年」を誤読であるとし、延久四年(二〇七二)または永久四年(一一一六)などであるかも知れないとする。植村一九八〇では、延久四年(一〇七二年)説をとる。

長久四年説、延久四年説、永久四年説いずれをとるにしても、一二世紀には、金澤貞顕書状中にも頻用される「候べく候」という形がすでに生じている(五)。

C やましろのくに、かみかつらのしやうかみのともいふ事、た

まてののりみつがよせぶみ、いげのもんぞぐして、おほやなき  
どのゝひめみやの御所へ、ながくゆづりまいらせ候ぬ。ともか  
くも御心にまかせられ候べく候。

ちうきう四ねん正月十日

在判

(「大納言房讓状案」東寺百合文書、平安遺文「六〇三」)

ここで院政期の文範書『貴嶺問答』(中山忠親一一三二〜一一九〇)における書状例の「候」使用状況を見てみる。

D 院拜禮・小朝拜以前、關白家拜禮、不審事

年首御慶、承悦無極。今日關白家拜禮可候歟。

何尅許可(令)本類 参給哉。本關字 院拜禮、

小朝拜以前於三臣下家、月卿雲客致此禮。

尤無便事歟。然而已爲三例事。子細不審、併在

面謁耳。謹言

正月一日

左大將

謹上 權大納言殿

(『日本教科書大系』 往来編第一巻 古往来(一) 484頁)

『貴嶺問答』の書状例では、「候」が全く用いられないか、用いられても一書状中一回ないしは二回程度である。先に見たA、Bの書状に比べ、「候」の勢いが衰えたかのように思われるが、これは「貴嶺問答」が文範書であることに起因すると思われる。すなわち書状例はいずれも漢文書状であり、「候」の使用を控えたそのスタイルは、待遇表現を用いない公的な漢文文書に準じるものであったと考えられる。つまり、『貴嶺問答』には文範としてあらたまり度の強い書状例が収められていると考えられるのである。

『貴嶺問答』には、「候字事」として「此字多者劣事云々」と、「候」の乱用を戒める記述が見られるが、

〔候字事〕候字事

此字多者劣事云々

(『日本教科書大系』 往来編第一巻 古往来(一) 525頁)

これは正確には、「あらたまった書状では」ということになるのだら

う。

この「候」乱用を戒める「候字事」の記述は、敢えて戒めている点から、一方で公的な書状においても「候」を多用する傾向にあったことをうかがわせる。

三 鎌倉時代末期金澤貞顯書状における「候」

それでは、鎌倉時代末期書状における「候」を見ていくことにする。なお、用例末(一)内の番号は『金澤文庫古文書(武将書状編)』における文書番号である。

(A) 「貴人におつかえする、そばにいる、ある」を表す本動詞の「候」

この「候」の用例は見いだされない。

(B) 存在「ある・いる」を表わす本動詞の「候」

被聞食事候者委細注給候者、悦入候(四五)

寺中何條事候乎、不審候(十七)

自昨日所勞の候か(一九五)

黒衣に跡の候そわろく覺候へとも力なく候(二八二)

いまは身の大訴候に(四七)

忿御きた候へかしと存候(一五七)

不可然なといふ事一定候ぬと覺候(四七)

若公事計會事候はずは(一九八)

こちら側に属すること、尊敬すべき人の側に属すること、いずれの場合にも「候」を用いている。

すべての「有」が「候」に交替している訳ではなく、次のように「候」に置き換えられず、「有」が用いられる場合もある。

可有御沙汰由、被申候(十四)

不可有子細候(一七四)

早旦に可有入御候(二一八)

(C)補助動詞の「候」(くデアルの意)

依無御沙汰于今遅々候之處近日可有御沙汰候由承及候(九五)

猶々本意候(九)

不思議候(十一)

不審候(四二)

難治候之間、十三日に可取行候(二〇三)

此事難治次第候(四七)

雖無力候(四九)

勿論候也(二〇〇)

實事候(一〇二)

殊勝候之間(二二〇)

今朝以外に大事に候之由(一九五)

長野は齋藤等と無内外事けに候(四〇九)

鵜入可下にて候(十)

病惱さこそ候つらめと察覺候て(二四二)

昨日光臨、爲悦候き(一四二)

(D)動詞に後接する「候」

動詞の後に直接つく「候」は、(C)よりも辭的である。

留御定候(四六)

黒衣に跡の候そわろく廻候へとも力なく候(二八二)

廻入候之處(一九七)

廻入候(二〇二)

廻入候(十)

思立候也(二八)

仍貴骨付智圓、下之候(二二一)

松茸進之候(二四六)

彼障碍と成候はん條(四七)

御意得候へ(四七)

近邊におりつき候ぬ(四七)

目出候(四二)

この事により候て(十)

明春などは可申之由存候に(四七)

今年いかゞ召具候て可參候哉(一六八)

とかくし候て二三日得少減候之間(三九七)

漢語がサ変動詞かどうかの判定は難しいところである。後に記す

「しむ(令)」がつけば、サ変動詞であることがはつきりする。

毎時期後信候(八)

其分を可用意候(二二二)

(下品の少點心を可令用意候(二一九))

只今物念事候之間省略候(一五九)

(只今出仕之間令省略候(一八一))

四日者可出仕候(二〇六)

(自廿五日雖令出仕候猶腰勞難治候(二六七))

すこしまかり候て下向候て(四〇三)

(愚身も念可令下向候(三三七))

次の例は「候」が、動詞に「て」を介して接続するものである。

この接続助詞「て」によって、構文上「候」が述語相当になり、

「候」が補助動詞になる。

申いたされて候なり(九五)

只今つけたひて候程にまかり向候(一九五)

經本脚に清書を誂て候か、未出來候也(十二)

いか程になりて候哉らん(一八二)

無爲にくたりて候(二五三)

次の例は動作性名詞と「あり」とを組み合わせた表現形式、また、

「御」を冠した動作性名詞と「あり」とを組み合わせた表現形式の

の「あり」が、「候」に置き換えられたものである。

或方に所望之處、領状候了(一四五)

同十日始行評定候了(四八)

使者融惠ちかひて上落候了(五五)

下向候(十一)

降雪に道行候はし(二六八)

大方殿さまへ被申て御らん候へかし(九六)

旁御祈念能々候者(一六七)

この「候」は「御祈念」についた「候」であると考えられる。

(E) 形容詞に後接するもの

今度注進事愚身罪科のかれかたく候へとも(九五)

於京都者木もたやすく候金物も同前候歟(四〇三)

猶々あさましく候く(四三三)

去年の所勞と同躰候それよりはかろく候(二一五)

返々うれしく候(四六八)

歎而餘劔候者歟(七)

代官當時無其器候之間(四四)

無心本候(五三)

うけたまはり候御事申つくしかたく御かたしけなく候

(四七一)

御いふせく候つるに(四七四)

佛法のうせ候へき時節にて候やらんと心うく候(四七四)

又ゆめくしくさぶらへともちや一つ々みまいらせ候

(四八一)

驚歎之外無他候(七)

おほえ候はぬこそほそう候へ(四七〇)

次の例は「て」を介するものである。

身もくるしくて候(二一五)

(F) 助動詞に後接する「候」

る・らる(被)

尊敬・受身・自発いずれの用法にも用いられる。

袂差置候云々(十九)

袂仰含使者候云々(四六)

袂移北方候者(四七)

後日、夕方までは候はんすれば明後日までもひらかれ候者

(二五七)

火中に入られ候べく候(一四五)

配所へも尋ねられ候やうに承候(四四九)

其子細多氣下向之間定袂聞食候歟(二四三)

しむ(令)

専らここで用いられる「令」は、変体漢文に頻出するいわゆる

「謙讓の『しむ』」である。「申」「進」につく例が多い。

忿々可加下知之由令申候(二五八)

餅二合令進之候(一四九)

漆一多留被進候令取進候(二六八)

則令出仕候了(三二四)

令叙候了(四六)

令牢籠候之條(四七)

このように、「出仕」「叙」「牢箠」といった漢語に「令」が付くとサ変であることがはつきりする。

ず(不)

刑執沙汰候(十一)

刑可然候歟(五八)

このように送り仮名無しの場合、その語順は明かでない。しかし、仮名書きのものについてはその語順が明かである。

御祈念他事あるへから引候(二三二)

使者念候間、こまかならず候也(九六)

御返事を不申候き(二三二)

神三郡にはいまたいろひさたせ引候(四二二)

以上は文末における例である。これが従属節においては、

いたく大に候はぬを給候者(一六四)

わつらはしくなと成りたる事はさふらはねとも(四八〇)

ことなる事もさふらはて(四八二)

このように、「候」に打消が後接する例がほとんどである。

文末における打消「ず」「候」の語順は、「候」が現代語の

「です・ます」のような言表事態に関わらないレベルの語としての

色彩を強めている現れと見ることができのではないか。例えば

「こまかならず候」の「候」を補助動詞「ある」に置き換えるのは、既に「こまかなり」という状態表現がなされているため違和感がある。

文末の「候」に後接する成分を見てみると「候ぬ(完了)」、

「候き」、「候はんずらむ」、「候也」、「候了」、「候畢」、

「候歟」、「候乎」、「候哉」、「こそ候へかし」といった語を後

接させることがあるが、多くは送り仮名無し、後接成分無しである。

次の「べし」との語序などもあわせ考えた時、文末において「候」

は丁寧語としての姿を色濃くしていると言えよう。

べし(可)

仮名書きの確例を見ると、従属節においては、

明日入道はかへ参候へきよし申候(一三八)

いわれなきよし問答し候へきよし(三二四)

御計候へきよし(三三七)

のように「候」の後につく傾向があるのと反対に、文末においては、

「べし(可)」「候」の順となっている。

猶もさる御さた候は、申と、めまいらせさせ給へく候

(二四二)

白砂多々いるへく候(二四五)



先うたせらるへく候(三四六)

ただし、次のような疑問表現の場合にはその限りではない。

いつころかさかりに候へき(二二〇)

紅葉は二日さかりに候へきやらん(二二〇)

白色になり候へき哉らん(二八五)

このことから考えると、文末におけるこれらの例も「べし

(可)」に後接するものと考えてよいだろう。

四日者可出仕候(二〇六)

千万追可申入候(二五〇)

忿可令進之候(十一)

可申候(四五)

なお、「候べく候」という言い方が数多く見られることが注目される。「べし」で終止させることなく、更に丁寧語「候」を後接させるのである。「候べく候」は、後世、女性語と意識されるようになる(日本国語大辞典)が、金澤貞顕書状の書き手は、もちろん女性ではなく、鎌倉時代末期において「候べく候」はまだ女性語とはなっていない。ただ、「候べく候」の「べく」は必ず仮名書きされ、仮名書きの比率の多い、つまり和文的な書状に用いられている。

御沙汰候へく候(九六)

御心え候へく候(一四二)

能くにて候へく候(一〇)

愚身は一日名をかけ候はかりにて候へく候(二二三)

これらの例については、「候(存在・状態)べく候(丁寧)」と解釈できが、

例の車にてあけをかれ候へく候(一四五)

承候へく候(四七)

の例などは「候べく候」で一つの丁寧語のような様相を呈している。この「候べく候」は、二で見たように、既に平安時代から見られるものであるが、「候」を用いることが「普通」の状態になった書状の中で、相手への慎みの意を「普通」よりも強く表明しなければならぬ場合に、「候」を接続させることでそれを表現しようとしたと考えられる。

それでは、このような「より一層の慎み」を表現しなければならぬ場面とは、どんな場面であろうか。

例えば、相手に対して、命令的な表現をする場合、語調が命令的になれば、主従逆転の趣をそこに生じさせることになる。そこで、それを中和すべく、「候」を重ねるという方法を用いて、より丁寧なものにしたことが考えられるのである。

金澤貞顕書状において、「べし(可)」は推量に用いられるよりも、命令の意に用いられる傾向がある。命令形「候へ」が用いら

れることはあつても、専ら命令表現は「べし(可)」が担っている。実際、「候」の連接形でもっとも多い形は「候べく候」である。また、次のような使用傾向が認められる。

①「能く」「猶く」「厳密に」といった語とともに用いられることが多い。

願いも能くにて候へく候(十)

猶くいのり事、能く御された候へく候(九六)

能く御心え候へく候(二四二)

猶く厳密に御された候へく候(三九五)

②「火中に入られ候べく候」「御沙汰候べく候」といった定型表現とともに用いられる傾向がある。

火中に入られ候へく候(二四五)

愚状火中に入られ候へく候(二三三)

即御前にて火中に入られ候へく候(二六三)

火に入られ候へく候(四九六)

いのり事能く御された候へく候(三〇二)

合戦張本等は厳密に御された候へく候(四〇九)

③意味段落末、文章末に用いられる傾向があり、慎みの強調をもつて「結び」とする文章パターンが見てとれる。

「候べく候」以外にも、「候」を連接させる形が見られる。「候

まじく候」「候はず候」「候げに候」「候しに候」「候はむするげに候」「候にて候」「候て候」といったものがある。

ありつけさせ給より外の事候ましく候歎(二二五)

何日とは廻文に候はず候不審候(四一九)

自當時入御候はやなにて候げに候(三三五)

愚老にも意見を被訪候しに候(三三五)

自兩方可有御引出物之旨承候元服などのやうに候はむするげに候(三九二)

に候(三九二)

維摩所は一條少将能定本名能忠前宮内少輔光遠兩人祇候にて候

(四一八)

かやうに まいらせ候て候事無申計候 (四三六)

(G) 「御座候」

「おはしまし候」を漢字で「御座候」と表記することによって

「御座(ゴザ)候」と音読するようになり、書状の慣用語となった

示

寺務并祈禱以下事當長老御座候之上者心安(九)

この例などは「イラッシャル」の意で用いられているが、次の例は「アアル」の意で用いられている。

御目御勞其後何様御座候哉無心本候(二三八)

谷殿御秀夜程何様御座候哉無心本候(一四二)

一位入道殿當殿御祖父に家基の殿之御弟にて御座候(三四三)

「御座候」は、かなりあらたまった物言いのようである。

#### 四 まとめ

以上、金澤貞頭書状における「候」の使用状況を概観してきたが、「候」を重ね、敬意を強化しているとみられる「候べく候」をはじめとする連接形が和文的書状に盛んに用いられ、また、漢文的書状においても用いられることがあること、また、次代の男性書状における丁寧語の主流となる「御座候」が非常に高い敬意をもつて「イラッシャル」の意で用いられ、同時代の僧侶書状中では丁寧語として用いられることもあった。また、文末において、殆どの「候」が打消の助動詞「ず」に後接すると考えられることから、より丁寧語としての色彩が強まっている観がある。

鎌倉時代末期に至り、一般化した「候」は敬意を減減させることになる。そこでより高い敬意を表すために、「候べく候」のように「候」を連接させて、敬意を強化することが行われるようになった。このような「候」の連接は前代にも見られていたが、金澤貞頭書状では盛んに用いられており、かつ類型的な表現の中に用いられる傾

向がうかがわれる。また、他形式の語「御座候」を用いることが行われ始めている。

今後「候」は、室町時代末期に至っては口頭語から姿を消し、もっぱら書状における文章語となり、近世において「候」は対者への敬意を表すことよりも、書状における文体を形作ることに傾斜した語になっていく。<sup>5</sup> 鎌倉時代末期書状において、その胎動を見ることのできるのではないだろうか。

#### 【注】

(一) 森野宗明「丁寧語『候ふ』の発達過程について—中古・院政期初頭における状況—」(『国語学』六八 一九六六)

植村祥子「書簡文よりみた対者敬語『侍り』と『候ふ』の交替—平安時代の現存書状を資料として—」(『愛文』十六 一九八〇)

(二) 金澤貞頭(二七八—一三三三)は、鎌倉幕府第十五代執権。残存する五百七十通に及ぶ貞頭の書状は、全く内容の書かれていない懸紙の様なものも五十点含まれている。その他も、全部が完全な形で残っていないわけではなく、前欠、中欠、後欠などの断簡が多く、従って差出し年月、宛名、署名が欠損しているものが殆どである。また、年代を書いたものは一通もない。しかし、署名、およびその内容にある事件、人物の動き、書状の連関、また他の文献等によって、残存する書状は、貞頭が六波羅探題南方として上洛していたの始まり、六波羅探題北方、連署、執権を経て、出家した後、五、六年までのもので、鎌倉幕府倒壊の元弘三年に至らぬこと二、三年であり、およそ正安四年(一三〇一)から元徳三年(一三三二)までの三十年間のものであるということが明らかにしている。(高梨みどり「金澤貞頭の書状について」、『金澤文庫研究』四九)

一九五九)

調査は、『金澤文庫古文書(武將書状篇)』(昭和二十七年発行金澤文庫)によった。

(三) (一) 植村論文による。

(四) A、C書状、いずれも久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』(一九六八 風間書房)より引用。

(五) 久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』に収められている書状中「大納言房議状案」東寺百合文書、平安遺文「六〇三」をはじめとする七通に「候べく候」が用いられ、その殆どが文章末、あるいは文章後半部に使用されている。

① 「もかくも御心にまかせられ候べく候」(大納言房議状案 一〇四三年または一〇七三年または一一一六年書状)

② 「よろづ又々申候べく候」(源為義書状 一一五四年頃)

③ 「ごまかには、ちかまさ申候べく候 あなかしへ」(源為義書状 一一五五年頃)

④ 「御はからひ候て、名田ゆるし給候べく候由、よき様に申上て給べく候」(寂蓮仮名書状 一一八〇年頃)

⑤ 「子思らによく申べきよし、きょうくへん候べく候」(源頼朝書状案 一一八五年頃)

⑥ 「かきてまいらせ候べく候 きよもり」(平清盛 一一六七年頃)

⑦ 「伊勢の御かたに向ひて、御神恵みおぼしめすらむと、思ひまゐらせ候べく候」(歌よみどもの許へ「心得候て折念しまゐらせよ」と申しやり候べく候)

「候べく候」以外の候連接の例は次の通りである。

「そのまゝにてへえ候まじき二候と也」(西行贈定家卿文 一一八四年頃)

「御尋候はゞ、御不審候まじへ候」(白は後もあいゝろい候まじへ候)とをば「蒙仰候て」

「すへのよまで、たちろぎ候まじへ候」(寂蓮仮名書状 一一八〇年頃)

「又とかうさまたげ、わづらひなど候まじへ候」

(春日(頌子内親王生母)書状)

「しばしは、あの御所にてさぶらはんするに候」(建礼門院書状 平安末期)

「事あたらしき様ならず、はからひ申候はんするに候」(西行贈定家卿文 一一八九頃)

「かつは御ふみをまぢまいらせ候づるに候」

「入道もことしはすでに九十にみち候にて候を」

「心もたのしく候に候」

「あやまりてならひぞまいらせ候ぬべく候」

「これをばなか／＼申さで候はんにて候なり」

「さればなに事も候はんにて候」(俊成日暮帖 一一三〇三年頃)

(六) 佐藤喜代治「候文の性格」(『日本語学』第9巻第8号 一九九〇)より。

(七) (六) 佐藤喜代治一九九〇によると、近世に至って、法令としての性格をもつ文章「津經家御定書」(道中掟之条々)に「可レ申候」「罷出候」「仕間敷候」といった「候」を用いた表現があり、これらはいずれも慣用語として定着した

「候」が用いられているのだという。

こうなると「候」は対者への敬意を殆ど持たない形式的なものになってしまっているといえよう。また、近世において「候べく候」を草体でなぐり書きしたところから「ごつといいかげんにしておくこと、その場のなりゆきにまかせておくこと、やりっぱなしにすること」という意味の慣用語として用いられることもあったという(『日本国語大辞典』)。

このように、近世まで来ると「候」は、対者に対する敬意を表す役割を希薄にし、書状の文体である「候文」を形作るという役割を濃密にしているといえるのではないか。

(青森県立大畑高等学校教諭)